

昭和村中小事業者家賃支援助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、事業の運営に支障を生じている中小企業若しくは個人事業主に対して、事業実施に必要な家賃について、一部を助成します。

受付 期間

令和2年

8月3日(月)～10月30日(金) (消印有効)

助成 金額

申請日の直前1カ月以内に支払った家賃(月額)

1事業者あたり上限10万円

※予算の範囲内の助成となりますので、ご注意ください。
受付期間内であっても予算を超えた場合は、終了となります

交付対象者

次の(1)～(8)のすべての要件を満たす中小事業者

- (1) 村内に本店又は主たる事業所(支店、フランチャイズ店を除く)を置いている中小企業若しくは個人事業主又は村内に住民登録(令和2年4月1日時点)をしている個人事業主。
- (2) 令和元年12月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、今後も継続予定であること。
- (3) 事業収入を主たる収入としていること。
- (4) 他人の建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益(物を直接に利活用して利益・利便を得ること)をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。
- (5) 令和2年3月31日の時点で有効な賃貸借契約があり、且つ申請時点で有効な賃貸借契約があること。
- (6) 昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (7) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (8) 村税を滞納していないこと(徴収が猶予されているものは除く。)

交付要件

令和2年4月から令和2年8月のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して30%以上減っている。

注意事項

・別紙の「よくあるお問い合わせ【昭和村中小事業者家賃支援助成金】」をご確認ください。

申請方法

申請書類

申請様式は、昭和村ホームページ内の検索バーに「昭和村中小事業者家賃支援助成金」と入力の上該当ページからダウンロードするか、昭和村役場産業課又は昭和村商工会から取り寄せてください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。
商工会で相談及び申請が可能ですが、**予約制**となっておりますので、お電話でご予約ください。

1	昭和村中小事業者家賃支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）	村HPからダウンロード可
2	申請書類チェックリスト	
3	対象月の売上高・対象月の前年同月の売上高が分かる帳簿等の写し ※昭和村経営支援助成金申請済みのもので確認できる場合は省略できます。 「対象月の売上高」及び「対象月の前年同月の売上高」が記載されており、申請者の氏名・押印があれば様式は任意。	
4	直近の確定申告等の写し ※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。 【中小企業等】別表一、法人事業概況説明書 【個人事業主】青色申告：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書（月別売上記載） 白色申告：確定申告書第一表、月別売上が確認できる資料 ・確定申告の義務がない場合は、「村民税の申告書類の写し」。 ・確定申告が完了していない場合は、「前々年の確定申告書類」又は「村民税の申告書類の写し」。 ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。 e-Taxを通じて申告を行っている場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」、「受付番号」の記載のあるもの。	
5	事業拠点・事業内容が分かる書類 ※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。 【中小企業等】会社概要、登記事項証明書の写しなど 【個人事業主】開業届の写し、パンフレットなど	
6	賃貸借契約書等の写し又はそれに準ずるもの 貸主と借主の氏名、押印、賃料、契約期間、対象物件等の記載があるもの。	
7	直近3か月の賃料支払実績を証明する書類 銀行通帳の支払い実績が分かる部分の写し（3か月分）、振込明細表、領収書等。	
8	申請者名義の通帳の写し ※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。 振込先の通帳を開いた1・2ページ	
9	本人確認書類（個人事業主のみ） ※昭和村経営支援助成金申請済みの場合は省略できます。 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し	

※申請書を郵送する際、切り取って封筒にお張り下さい。

〒379-1298

昭和村大字糸井403-1

昭和村商工会

【昭和村中小事業者家賃支援助成金】
申請書類在中

申請先・お問い合わせ

昭和村商工会 昭和村大字糸井403-1

☎0278-23-2918

受付時間：平日9:00～17:00